

## I 基本方針

平成24年4月1日より「公益財団法人」として新たなスタートを切る当協会は、新定款に掲げる目的の「北見市及びオホーツク圏の地域の人々の体育・スポーツの振興に関する事業を行い、地域住民の体力の向上を図りスポーツ精神を養い、もって地域住民の心身の健全な発展と豊かな生活に寄与する」ことを十分に認識し事業を推進していきます。

その目的の達成のため、多様化するスポーツニーズへの対応、情報や経済の動向など、変わりゆく社会情勢を踏まえ、北見市をはじめ加盟団体や関係のスポーツ団体、地域の諸団体と連携を深め、当協会の特徴を生かした公益目的事業を積極的に実施します。

## II 重点項目

当協会の目的及び公益的使命等の実現強化に向けて、次の項目を重点項目として事業に取り組めます。

- 1 スポーツの普及・振興
- 2 スポーツ少年団の育成をはじめ青少年スポーツの推進
- 3 体育施設を有効に活用した生涯スポーツの推進

## III 事業計画

### 1 公益目的事業

#### 【公益目的事業1】

スポーツ指導者の養成や派遣等を通じ、競技力の向上及びスポーツの普及振興に貢献する。

#### ア 指導者養成事業（定款第4条第1項 第3号関係）

##### ① スポーツリーダーバンク指導者養成

北見市民を対象に、軽スポーツや水泳等の活動を行う、グループや団体の指導、支援を行う「北見市スポーツリーダーバンク指導者」を養成する。

##### ② 競技指導者養成

競技団体や部活動で指導を行っている者を対象に、各分野の専門家を招き指導者の資質の向上等を目的とした講習会、研修会等を開催する。

#### イ 指導者派遣事業（定款第4条第1項 第2号関係）

軽スポーツ、レクリエーション活動や水泳等の活動を行う、グループや団体に対し、北見市スポーツリーダーバンクに登録された指導者を派遣し、市民スポーツの支援を行う。また、指導者の資質の向上のための研修会を実施する。

ウ 大会派遣助成事業（定款第4条第1項 第1号関係）

北見市在住者で、北海道体育協会が国民体育大会北海道選手団として名簿に記載された者に対し、助成金を交付する。

エ 顕彰事業（定款第4条第1項第5号関係）

北見市のスポーツ振興等に功績のあった者や、競技会（全国・全道大会）で優秀な成績を収めた個人、団体に対しその事績に応じて「功労章」「功績章」「有功章」「奨励章」を授与する。

オ スポーツ団体強化育成事業（定款第4条第1項 第4号関係）

加盟団体や地域スポーツ団体が行う、競技力の向上、指導者の養成及び選手の育成等を目的として行う講習会、研修会並びに地域スポーツ振興等を目的として実施する事業経費の全部または一部を助成する。（1件10万円を限度に予算の範囲内で執行する）

カ スポーツ情報の提供・広報事業（定款第4条第1項 第6号関係）

ホームページや体協情報（紙面）を活用し、市内体育施設の利用状況、オホーツク圏におけるスポーツ行事及び健康体力づくり等の各種情報を提供する。

## 【公益目的事業2】

青少年スポーツを対象としたスポーツ行事の開催や北見市スポーツ少年団を通じ、青少年の健全な育成、体力の向上を図り、明るく健康な地域づくりを目指す。

ア スポーツ体験事業（定款第4条第1項 第1号 第7号関係）

小学生から中学生を対象に普段のスポーツ活動では体験できない、施設等での活動やプロスポーツ選手等からの指導の機会を設け、児童、青少年のスポーツへの関心を深める。

イ 体力測定会の開催（定款第4条第1項 第1号 第7号関係）

スポーツ少年団及びこれからスポーツ少年団に加入しようとする団体を中心に、年2回体力測定会を行い、測定結果をデータ化し、個々に合ったスポーツプログラムを提供、アドバイスを行う。

ウ スポーツ交流会の開催（定款第4条第1項 第1号 第7号関係）

スポーツ少年団及びこれからスポーツ少年団に加入しようとする団体が、年1回レクリエーション競技等を通じ、相互の交流を深める。

エ スポーツ少年団の育成事業（定款第4条第1項 第3号 第7号関係）

北見市スポーツ少年団の加入推進及び登録事務を行い、次の事業を実施する。

① 大会派遣助成

全国・全道大会に参加するスポーツ少年団に「北見市スポーツ・文化等振興補助金交付基準」に基づき、大会参加のための経費の一部を助成する。

② 指導者・育成者研修

スポーツ少年団の指導者、父母を対象に、スポーツ指導方法や子供への栄養バランスのとり方など専門家を招き研修する。

③ ジュニアリーダー養成

網走管内スポーツ少年団と共催し、スポーツ少年団の19歳までの青少年を対象に、その所属する団体のリーダーになるための講習会を開催する。(社会教育施設で2泊3日の日程で当該養成に係るプログラムを消化する。)

### 【公益目的事業3】

市民スポーツ大会、健康体力づくり等の事業開催及び支援。また指定管理者としてオホーツク圏の生涯スポーツの拠点である北海道立北見体育センターの管理運営を行うことにより、施設や立地条件等を活用した様々なスポーツ教室やスポーツ行事を通じ、地域住民の健康意識の向上、生涯スポーツの振興及び健全な地域づくりを目指す。

ア 市民体育祭(定款第4条第1項 第1号関係)

体育の日を中心に、北見市及び競技団体と共催して東陵運動公園競技場及び市内体育施設で各競技大会を開催する。また、体育の日に総合開会式を開催する。

イ 市民ウォーキング(定款第4条第1項 第1号関係)

誰もが簡単に参加できるウォーキングを通じて市民の健康増進や新しい仲間づくりの機会を提供する。参加者の体力に応じた距離別のコースを設置し、「北見歩こう会」の協力を得て実施する。

ウ 体育の日無料開放(定款第4条第1項 第1号 第7号 第8号関係)

体育の日に北海道立北見体育センターを無料開放し、希望者には体力測定を行うなど、スポーツに親しむ機会を提供する。

エ スポーツ教室の開催(定款第4条第1項 第2号 第8号関係)

初心者、高齢者、女性等、幼児と母親など様々な参加者を対象としたスポーツ教室を開催する。

① バドミントン・ラージボール教室(初心者・高齢者対象)

② ノルディックウォーキング教室(初心者・高齢者対象)

③ スノーボード教室(初心者)

④ パークゴルフ教室(初心者)

⑤ 歩くスキー教室(初心者)

⑥ 母と子の体育遊び教室(母親と幼児)

⑦ 高齢者スポーツ教室

オ トレーニング教室の開催(定款第4条第1項 第2号 第8号関係)

参加対象者を「一般」「青少年」「高齢者」「女性」等年齢や性別等に分け、それ

それぞれの体力、運動能力に応じたトレーニング教室を開催する。

カ 屋内スポーツ講習会・研修会（定款第4条第1項第2号 第3号 第4号 第8号関係）

北海道立北見体育センターを利用して、生涯スポーツの振興及び競技力の向上のため、10種目程度の屋内競技を中心として、講習会、研修会等を開催する。事業の実施にあつては当該種目団体の協力を得て行う。

キ 親子・文化スポーツ教室

夏休み若しくは冬休みに、市内の文化施設（社会教育施設）と連携し、親子（小学生と保護者）を対象に、文化（科学）・スポーツに親しむ機会を提供する。

ク 地域協働事業（定款第4条第1項 第2号 第6号 第7号 第8号関係）

地域及び関係団体等が行う地域振興事業等に参加し、各種スポーツの紹介、簡単な体力測定を実施し、スポーツ・健康づくりの情報提供を行う。

ケ トレーニング指導及び健康体力づくり相談（定款第4条第1項 第6号 第8号関係）

北海道立北見体育センターの利用者を対象に、トレーニング機器の操作指導や個々に合った健康体力づくりのためのトレーニングプログラムの作成等を行う。

また希望者には体力測定を実施し健康体力づくりのアドバイスを行う。

コ 施設の貸出

北海道立北見体育センターの設置目的を踏まえ、各種競技会大会、研修会、個人利用等に、アリーナ、講堂、研修室、トレーニング室の貸出を行う。

また、施設利用の促進を図るため、年に1回無料で施設（アリーナ・トレーニング室）を開放する。

## 2 収益事業等

### 【その他事業】

北見市立体育センター等管理運営業務（定款第4条第1項 第8号関係）

北見市の指定を受け、次の7施設の管理運営を行う。

- ・北見市立体育センター
- ・北見市東地区市民トレーニングセンター
- ・北見市南地区市民トレーニングセンター
- ・北見市北地区市民トレーニングセンター
- ・北見市小泉地区市民トレーニングセンター
- ・北見市相内地区市民トレーニングセンター
- ・北見市上ところ地区市民トレーニングセンター

## 資金調達及び設備投資の見込について

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年度 3 月 31 日まで

### 1 資金調達見込みについて

平成 24 年度中における借入れの予定はありません。

### 2 設備投資の見込について

平成 24 年度中における重要な設備投資の予定はありません。